農業経営基盤強化の促進に関する
基本的な構想

令和５年９月

小　清　水　町

目　　次

ページ

第１　農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向
１．小清水町農業の概況　・・・　１
２．小清水町農業の現状と課題　・・・　１～２
３．農業経営基盤の強化の促進に関する取組方向　・・・　２～４

第２　効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標
営農類型（個別経営体）　・・・　５～８

第３　新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標
・・・　９～１０

第４　農業を担う者の確保及び育成に関する事項
１．農業を担う者の確保及び育成の考え方　・・・　１１
２．小清水町が主体的に行う取組　・・・　１１
３．関係機関との連携・役割分担の考え方　・・・１１～１２
４．就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成にための情報収集・相互提供　・・・　１２

第５　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集積に関する目標
効率的かつ総合的な利用に関する事項
１．農用地の利用状況、営農活動の実態等の現状　・・・　１３
２．今後の農地利用等の見通し　・・・　１３
３．将来の農地利用のビジョン　・・・　１３
４．これを実現するための具体的な取組の内容　・・・　１３
５．その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項　・・・　１４
６．関係機関及び関係団体との連携等　・・・　１４

第６　農業経営基盤強化促進事業等の実施に関する事項
〈農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的事項〉
１．第 18 条第１項の協議の場の設置方法、第 19 条第１項に規定する地域計画の区域の基準その他第４条第３項第１号に掲げる事業に関する事項　・・・　１５
２．農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項　・・・１５～１８
３．農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項　・・・　１９
４．その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項　・・・　１９
５．農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項　・・・　１９

第１　農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

１．小清水町農業の概況

小清水町は、北海道の東北端、オホーツク総合振興局管内の東北部に位置し、東は斜里町、清里町に、西は濤沸湖、浦士別川を境に網走市、大空町東藻琴、南は藻琴山から野上峠を境に釧路総合振興局管内弟子屈町に接し、北はオホーツク海に面している。

東西 18.3 ㎞、南北 30.4 ㎞、総面積 287.04 ㎢の小清水町域を有し、そのうち 55％が森林、原野で占められ、農用地が 37％、その他８％という土地利用状況である。

気候は、年平均気温６℃程度、年間降水量は 800～900 ㎜程度であり、５月～９月の農耕期間における日照時間は 800 時間前後である。土壌条件は、低台地（平野部）は、沖積土と泥炭地帯で、高台地は、火山灰土地帯に大別できる。

小清水町における農業は、明治の後半頃から本格的な開拓、入植が始まる厳しい自然条件の中で幾多の苦難を乗り越え、積雪寒冷地帯における近代的な農業へと発展を遂げてきたところであり、広大な農地や丘陵地を生かし、機械化された大規模な畑作、酪農を中心に生産性の高い農業が展開されている。

２．小清水町農業の現状と課題

小清水町の農業は、先に述べた自然条件から、てん菜、馬鈴しょ、小麦を基幹作目とする寒冷地農業が確立され、畑作専業経営及び畑作に畜産を取り入れた複合経営、乳牛を中心とする酪農専業経営を主な経営形態として発展してきたところである。

小清水町の農家１戸当たりの経営耕地面積（令和２年）は、32.5ha と、全道の 27.4ha と比較しても、広大であり、専業的な農業経営を主体とした大規模経営による低コストで生産性の高い農業が営まれている。しかしながら、農家戸数は年々減少しており、令和２年では 293 戸と、５年前に比べ 49 戸（14.3％）減少しており、農業従事者の高齢化などにより、今後も農家戸数の減少が見込まれる上、耕作放棄地の出現も懸念される。

また、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（ＴＰＰ１１）を始め日米貿易協定や日ＥＵ経済連携協定（日ＥＵ・ＥＰＡ）といったＦＴＡやＥＰＡの締結による農畜産物の価格下落に伴う農業所得の低下や、大規模自然災害やパンデミック等の不測の事態による国際環境の急激な変化に対応し、持続可能で力強い農業経営基盤を構築していくために、これまでの農業のあり方を見つめ直し、消費者と生産者との信頼関係を基本とした「食」の構築や環境との調和を重視した上で、農業者が将来に向けて希望と誇りを持って取り組める先駆的な方策を取り入れた「小清水型農業」の確立に努めることが重要となっている。

これらの課題に対応して、北海道が策定した「北海道農業経営基盤強化促進基本方針」（以下「道基本方針」という。）や、小清水町の「農業振興計画」などに即した各種の施策を展開し、効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保するとともに、これら農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立することが重要である。

〇主な課題

（１）担い手の育成確保

農業従事者の高齢化などにより後継者の不足が懸念されるとともに、経営規模の拡大が図られる中、新たな担い手の育成と労働力の確保が喫緊の課題である。

（２）農業生産基盤の整備

農業の生産基盤である農地の改良・保全を促進するとともに、意欲ある担い手に対して、円滑な農地の利用集積を図る必要がある。

（３）農業経営の安定化

農業経営において生産収量の大幅な増加が見込めず、肥料、農薬、燃料等の経費が上昇、また、農家労働力が不足する中、低コスト・ＩＣＴ技術等の省力化技術の導入や経営の複合化・多角化など地域の創意と工夫を活かした取り組みを推進し、経営のリスク分散を図る取り組みが必要である。

（４）環境と調和した小清水式循環型農業の推進

「小清水ブランド」推進のため、一層のＰＲ効果が期待できる「ＮＫゆう水」を活用した土づくりを継続しつつさらなる研究分析を進めるとともに、耕種農家と畜産農家が連携した小清水式循環型農業の継続により持続可能な農業の実践が必要である。

（５）土づくりの推進

永年にわたる営農活動により、硝酸性窒素の蓄積や土壌病害虫の増加が顕著となっていることから、土づくりの励行を再度実践することが重要である。

また、ジャガイモシロシストセンチュウをはじめとした各種病害虫等の侵入及び蔓延防止対策についても農業者と関係機関が共通の認識とし、全町が一丸となって取り組んでいく必要がある。

（６）農村生活環境の整備

農村を活動の場としての視点でとらえ、過疎化・高齢化に対応した定住環境の整備を進める一方、恵まれた自然環境を生かした、うるおいのある農村景観の形成を図っていく必要がある。

３．農業経営基盤の強化の促進に関する取組方向

北海道の農業においては、恵まれた自然環境のもとで安全、良質な農産物を国民に安定的に供給する期待が高まっている。小清水町の農業においても、その一翼を担い、将来にわたって持続可能な農業・農村を築きあげていかなければならない。

このため、効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立することが重要であるから、将来（概ね１０年後）の育成すべき農業経営の目標を明らかにするとともに、農業者自ら作成した計画に基づき、経営改善に取り組んでいく認定農業者制度や経営管理能力及び対外信用力の向上等が期待できる農業経営の法人化を推進するとともに、これらの経営体が、経営規模の拡大や高収益作物の導入のほか、クリーン農

業・有機農業への取組みや経営の多角化など、自らの創意工夫を活かした経営を展開できるよう、農地の円滑な利用集積や経営管理の合理化、その他農業経営基盤の強化を促進するための各種施策を総合的に講ずることとする。

具体的な経営の目標は、農業が職業として選択し得る魅力あるものとするため、農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得「主たる農業従事者１人当たり概ね 400 万円程度」、年間労働時間「主たる農業従事者１人当たり 1,800～2,000 時間」の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が小清水町農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指すものとする。

なお、自ら農業経営を開始しようとする青年等（法人の場合にあっては主たる従事者）の就農５年後における所得水準及び労働時間は、上記に定めるものをおおむね達成することを目標とする。

ただし、農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあっては、経営が安定するまで時間を要することから、所得水準については、おおむね６割の農業所得、すなわち主たる農業従事者１人あたりの年間農業所得 240 万円程度の達成を目標とする。

この目標を達成するため、次のとおり取り組むこととする。

（１）担い手の育成確保

・　国際化時代に対応した営農改善や地域づくりに意欲的に取り組み、高度な営農技術と経営管理能力を備えた、優れた担い手の育成・確保を図るため、農業協同組合、農業委員会、農業改良普及センター等が十分な連携の下で濃密な指導を行うため、小清水町地域農業再生協議会を設置し、本協議会が主体となって経営診断の実施、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 12 条第１項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）への誘導及び法人化の推進等の支援活動を行うこととする。

　また、国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間１万人から２万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や道基本方針に掲げられた年間 770 人の新規就農者の育成・確保目標を踏まえ、本町において令和 12 年度までに２人の当該青年等の確保を目標とする。

　さらに、令和 12 年度（2030 年度）における農業法人数を 5,500 経営体とする道基本方針の目標などを踏まえ、本町の令和 12 年度における農業法人数の目標数を 72 経営体（令和３年１月現在：69 経営体）とし、農業経営の法人化を推進する。

・　国等の各種制度や町の新規就農者支援制度の利用促進、農業実習生や農業に興味を持つ者の積極的な受け入れ、農業後継者配偶者対策、アグリハートセンターでの新規就農者や農業者を対象とした担い手養成学校の運営などを積極的に推進し、今後の地域の農業を担う人材を確保・育成することで、将来にわたり持続可能で力強い農業経営をしていくための基盤構築を図る。

・　農作業支援事業の活用や産地間連携、短期雇用など多様な雇用形態による労働力確保と農福連携や農観連携による幅広い分野からの人材発掘により担い手の確保を図る。

・　意欲ある担い手に円滑な農地の利用集積を図ることとし、特に、小規模農家の経営安定のための規模拡大を積極的に推進する。

・　経営のパートナーとしての女性や高齢者の経験や知識を生かした活動を支援する。

（２）農業生産基盤の整備

・　農業は本町の基幹産業であるとともに、重要な観光資源、環境資源であり、国・道の各種事業を活用しながら、圃場整備や農道、かんがい排水施設整備、土壌改良など生産基盤の整備を進め、優良農用地の保全を図る。

・　関係機関及び団体で所有している農業関係情報を一元化して管理し、農業振興のあらゆる状況での有効活用を図る。

（３）農業経営の安定化

・　施肥量の見直しや栽培技術の向上などにより、一層のコスト低減を図り、収益性の高い農業の確立を目指す。

・　６次産業化や観光と結びついた経営の多角化の推進や、野菜類の作付を大幅に増やすなど、多様な農業経営の推進を図る。

・　コントラクターやＴＭＲセンターなどの経営支援システムの利用促進や農作業支援組織の活用による労働省力化を推進していく。

・　営農におけるコストの把握は勿論のこと、市場や消費者の評価・動向を念頭に置いた経営を実践できる農家の育成を促進し、経営の安定化を図る。

・　種子馬鈴しょの優良規格安定供給奨励や種子小麦・豆類の定期防除にかかる費用助成を実施し、良質な種子生産をすることで、高品質且つ安定した農産物の生産を図る。

・　高収益作物の栽培を推進し、農作業支援組織の活用とＩＣＴ技術の導入により省力化を図ることにより、作付面積を拡大させることで、収益性を高め、農業従事者の所得向上を図る。

・　鳥獣被害の増加に伴う農作物被害防止対策として侵入防止や駆除強化対策を推進します。

（４）環境と調和した小清水式循環型農業の推進

・　土づくりにはじまるクリーン農業の推進やＮＫゆう水など、小清水型循環型農業の取り組みを広く内外へ情報発信し、「小清水ブランド」の知名度の向上を図る。

・　引き続き耕種農家と畜産農家が連携した小清水式循環型農業を実施し、さらに発展させることにより持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の目標の一つである持続可能な農業生産を進めるため、環境と調和した農業を推進する。

（５）土づくりの推進

・　ゆう水を活用した健康な土づくり（堆肥づくり）を奨励し、環境に配慮したクリーン農業を推進する。

・　適量施肥、「ＮＫゆう水」の活用と研究分析、馬鈴しょ、てん菜、小麦の畑作３品に豆類、野菜・緑肥作物等を組み入れた４輪作体系の確立を奨励し、土壌病害虫の防除、地力の維持増進を図る。

・　ジャガイモシロシストセンチュウやコムギ縞萎縮病をはじめとした各種病害虫等について侵入及びまん延防止対策を図るため、農業者によるまん延防止対策や関係機関による検査体制の強化などを支援する。

（６）農村生活環境の整備

・　農村地域の自然環境の保全を図るとともに、生活道路、農業集落施設・合同浄化槽の整備を促進し、魅力的な農村の価値観を創出する。

・　アグリハートセンター（農業振興拠点施設）において、地域の農畜産物の加工品の製造・販売により付加価値を高め、人々の交流により農業に対する知識と理解を深めることで農業の振興を図ることにより地域農業の持続来な発展と豊かで潤いのある農業・農村づくりを行っていく。

第２　効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

第１の３に示した目標を達成しうる効率的かつ安定的な農業経営の指標として、小清水町内の優良な経営事例をもとに、現在開発されている技術によって実現可能な経営類型を例示すると次のとおりである。

〔個別経営体〕

営農類型	経　営　規　模	生　産　方　式	経営管理の方法	農業従事の態様等
１ 畑作専業経営Ⅰ型	＜作付面積等＞ ・澱原馬鈴しょ　9.0ha ・てん菜　11.0ha ・秋まき小麦　9.0ha ・春まき小麦　2.0ha ・大　豆　2.0ha ・小　豆　1.0ha ・にんじん　2.0ha ・緑肥作物　4.0ha 経営面積計　40.0ha	＜機械施設装備＞ ・トラクター 70ps　１台 ・トラクター100ps　１台 ・ポテトﾌﾟﾗﾝﾀｰ　１台 ・ポテトﾊｰﾍﾞｽﾀｰ　１台 ・ビートﾊｰﾍﾞｽﾀｰ　１台 ・ビート移植機　１台 ・グレンドリル　１台 ・スプレイヤー　１台 ・にんじん収穫機　１台 ・農用トラック　１台 ・コンバイン　共同 ・農舎（鉄骨）　１棟 ・育苗ハウス　１棟 ＜その他＞ ・緑肥を組入れた輪作 ・地力の維持増進	・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施 ・作目別原価の把握とコスト分析	・高性能機械の導入、共同利用による作業時間の短縮 ・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ＜家族労働力＞ ・主たる従事者　１人 ・補助従事者　２人
２ 畑作専業経営Ⅱ型	＜作付面積等＞ ・澱原馬鈴しょ　8.0ha ・てん菜　8.0ha ・秋まき小麦　8.0ha ・春まき小麦　4.0ha ・大　豆　3.0ha ・食用馬鈴しょ　2.0ha ・にんじん　2.0ha 経営面積計　35.0ha	＜機械施設装備＞ ・トラクター 70ps　１台 ・トラクター100ps　１台 ・ポテトﾌﾟﾗﾝﾀｰ　１台 ・ポテトﾊｰﾍﾞｽﾀｰ　１台 ・ビートﾊｰﾍﾞｽﾀｰ　１台 ・ビート移植機　１台 ・グレンドリル　１台 ・スプレイヤー　１台 ・にんじん収穫機　１台 ・農用トラック　１台 ・コンバイン　共同 ・農舎（鉄骨）　１棟 ・育苗ハウス　１棟	・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施 ・作目別原価の把握とコスト分析	・高性能機械の導入、共同利用による作業時間の短縮 ・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ＜家族労働力＞ ・主たる従事者　１人 ・補助従事者　２人

営農類型	経　営　規　模	生　産　方　式	経営管理の方法	農業従事の態様等
３ 畑作野菜複合経営Ⅰ型	＜作付面積等＞ ・澱原馬鈴しょ　8.0ha ・てん菜　9.0ha ・秋まき小麦　6.0ha ・大　豆　2.0ha ・にんじん　2.0ha ・たまねぎ　2.0ha ・ごぼう　1.0ha 経営面積計　30.0ha	＜機械施設装備＞ ・トラクター 70ps　１台 ・トラクター100ps　１台 ・ポテトﾌﾟﾗﾝﾀｰ　１台 ・ポテトﾊｰﾍﾞｽﾀｰ　１台 ・ビートﾊｰﾍﾞｽﾀｰ　１台 ・ビート移植機　１台 ・グレンドリル　１台 ・スプレイヤー　１台 ・にんじん収穫機　１台 ・農用トラック　１台 ・コンバイン　共同 ・たまねぎ機械　共同 ・ごぼう機械　共同 ・農舎（鉄骨）　１棟 ・育苗ハウス　２棟	・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施 ・市場動向に対応した適確な計画的生産、販売 ・作目別原価の把握とコスト分析 ・作目間の労働調整	・高性能機械の導入、共同利用による作業時間の短縮 ・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ＜家族労働力＞ ・主たる従事者　１人 ・補助従事者　２人
４ 畑作野菜経営Ⅱ型	＜作付面積等＞ ・澱原馬鈴しょ　4.0ha ・てん菜　6.0ha ・秋まき小麦　5.0ha ・にんじん　2.0ha ・たまねぎ　2.0ha ・ごぼう　1.0ha 経営面積計　20.0ha	＜機械施設装備＞ ・トラクター 70ps　１台 ・トラクター100ps　１台 ・ポテトﾌﾟﾗﾝﾀｰ　１台 ・ポテトﾊｰﾍﾞｽﾀｰ　１台 ・ビートﾊｰﾍﾞｽﾀｰ　１台 ・ビート移植機　１台 ・グレンドリル　１台 ・スプレイヤー　１台 ・にんじん収穫機　１台 ・農用トラック　１台 ・コンバイン　共同 ・たまねぎ機械　共同 ・ごぼう機械　共同 ・農舎（鉄骨）　１棟 ・育苗ハウス　２棟	・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施 ・市場動向に対応した適確な計画的生産、販売 ・作目別原価の把握とコスト分析 ・作目間の労働調整	・高性能機械の導入、共同利用による作業時間の短縮 ・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ＜家族労働力＞ ・主たる従事者　１人 ・補助従事者　２人

営農類型	経　営　規　模	生　産　方　式	経営管理の方法	農業従事の態様等
５ 畑作肉牛複合経営型	＜作付面積等＞ ・てん菜　5.0ha ・秋まき小麦　4.0ha ・春まき小麦　2.0ha ・食用馬鈴しょ　4.0ha 経営面積計　15.0ha ＜飼養頭数＞ ・肉用牛　70 頭	＜機械施設装備＞ ・トラクター 80ps　１台 ・ポテトﾌﾟﾗﾝﾀｰ　１台 ・ポテトﾊｰﾍﾞｽﾀｰ　１台 ・ビートﾊｰﾍﾞｽﾀｰ　１台 ・ビート移植機　１台 ・グレンドリル　１台 ・スプレイヤー　１台 ・農用トラック　１台 ・コンバイン　共同 ・農舎（鉄骨）　１棟 ・育苗ハウス　１棟 ・牛舎　１棟 ・堆肥舎　１棟	・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施 ・経営の多角化 ・作目別原価の把握とコスト分析	・農作業の共同化による作業時間の短縮 ・家族労働の作業別分担制の導入 ・臨時雇用の活用による省力化 ＜家族労働力＞ ・主たる従事者　１人 ・補助従事者　２人 ・臨時雇用
６ 酪農畑作複合型	＜作付面積等＞ ・てん菜　5.0ha ・牧草　15.0ha ・飼料作物　5.0ha 経営面積計　25.0ha ＜飼養頭数＞ ・経産牛　40 頭 ・育成牛　33 頭	＜機械施設装備＞ ・トラクター 80ps　１台 ・ビートﾊｰﾍﾞｽﾀｰ　１台 ・ビート移植機　１台 ・スプレイヤー　１台 ・ﾌｫｰﾚｰｼﾞﾊｰﾍﾞｽﾀｰ　１台 ・ﾓｰｱｺﾝﾃﾞｨｼｮﾅｰ　１台 ・農用トラック　１台 ・農舎（鉄骨）　１棟 ・育苗ハウス　１棟 ・牛舎　１棟 ・育成牛舎　１棟 ・堆肥舎　１棟 ・バンカーサイロ　１棟 ・敷料舎　１棟 ・搾乳設備　１式	・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施 ・作目別原価の把握とコスト分析 ・乳牛検定データの活用	・ＴＭＲセンターの利用による作業時間の短縮 ・酪農ヘルパー制度の活用による休日等の確保 ・家族労働の作業別分担制 ＜家族労働力＞ ・主たる従事者　１人 ・補助従事者　２人 ・ヘルパー

営農類型	経　営　規　模	生　産　方　式	経営管理の方法	農業従事の態様等
7 酪農専業経営型	＜作付面積等＞ ・飼料作物　5.0ha ・牧　草　25.0ha 経営面積計　30.0ha ＜飼養頭数＞ ・経産牛　60頭 ・育成牛　50頭	＜機械施設装備＞ ・トラクター 70ps　1台 ・トラクター100ps　1台 ・ﾌｫｰﾚｰｼﾞﾊｰﾍﾞｽﾀｰ　1台 ・ﾓｰｱｺﾝﾃﾞｨｼｮﾅｰ　1台 ・ロールベーラ　1台 ・農用トラック　1台 ・タイヤショベル　1台 ・農舎（鉄骨）　1棟 ・牛舎　1棟 ・育成舎　1棟 ・堆肥舎　1棟 ・バンカーサイロ　1棟 ・敷料舎　1棟 ・搾乳設備　1式	・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施 ・飼養部門と飼料生産部門の原価 の把握と分析 ・乳牛検定データの活用	・ＴＭＲセンターの利用による作業時間の短縮 ・酪農ヘルパー制度の活用による休日等の確保 ・家族労働の作業別分担制 ＜家族労働力＞ ・主たる従事者　１人 ・補助従事者　２人 ・ヘルパー
8 畑作専業経営コントラ利用型	＜作付面積等＞ ・澱原馬鈴しょ　9.0ha ・てん菜　10.0ha ・秋まき小麦　8.0ha ・大　豆　2.0ha ・にんじん　1.0ha 経営面積計　30.0ha	＜機械施設装備＞ ・トラクター 70ps　1台 ・トラクター100ps　1台 ・ポテトﾌﾟﾗﾝﾀｰ　1台 ・ポテトﾊｰﾍﾞｽﾀｰ　1台 ・ビートﾊｰﾍﾞｽﾀｰ　1台 ・ビート移植機　1台 ・グレンドリル　1台 ・スプレイヤー　1台 ・にんじん収穫機　1台 ・農用トラック　1台 ・コンバイン　共同 ・農舎（鉄骨）　1棟 ・育苗ハウス　1棟	・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施 ・作目別原価の把握とコスト分析	・高性能機械の導入、共同利用による作業時間の短縮 ・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ＜家族労働力＞ ・主たる従事者　１人 ・補助従事者　２人

第３　新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第１の３に示した目標を達成しうる青年等が目標とすべき農業経営の指標は、第２に定めるものと同様である。

営農類型	経　営　規　模	生　産　方　式	経営管理の方法	農業従事の態様等
畑作専業経営型	＜作付面積等＞ ・澱原馬鈴しょ　9.0ha ・てん菜　10.0ha ・秋まき小麦　8.0ha ・大　豆　2.0ha ・にんじん　1.0ha 経営面積計　30.0ha	＜機械施設装備＞ ・トラクター 70ps　１台 ・トラクター100ps　１台 ・ポテトﾌﾟﾗﾝﾀｰ　１台 ・ポテトﾊｰﾍﾞｽﾀｰ　１台 ・ビートﾊｰﾍﾞｽﾀｰ　１台 ・ビート移植機　１台 ・グレンドリル　１台 ・スプレイヤー　１台 ・にんじん収穫機　１台 ・農用トラック　１台 ・コンバイン　共同 ・農舎（鉄骨）　１棟 ・育苗ハウス　１棟	・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施 ・作目別原価の把握とコスト分析	・高性能機械の導入、共同利用による作業時間の短縮 ・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ＜家族労働力＞ ・主たる従事者　１人 ・補助従事者　２人
畑作野菜経営Ⅲ型	＜作付面積等＞ ・秋まき小麦　2.5ha ・加工馬鈴しょ　2.5ha ・にんじん　2.5ha ・ﾌﾞﾛｯｺﾘｰ　1.5ha ・ｱｽﾊﾟﾗｶﾞｽ　1.0ha 経営面積計　10.0ha	＜機械施設装備＞ ・トラクター 70ps　１台 ・スプレイヤー　１台 ・ポテトﾌﾟﾗﾝﾀｰ　１台 ・ポテトﾊｰﾍﾞｽﾀｰ　１台 ・コンバイン　共同 ・にんじん収穫機　共同 ・農用トラック　１台 ・農舎（鉄骨）　１棟 ・育苗ハウス　１棟	・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施 ・市場動向に対応した適確な計画的生産、販売 ・作目別原価の把握とコスト分析 ・作目間の労働調整	・高性能機械の導入、共同利用による作業時間の短縮 ・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ＜家族労働力＞ ・主たる従事者　１人 ・補助従事者　２人 ・臨時雇用

営農類型	経　営　規　模	生　産　方　式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農専業経営型	＜作付面積等＞ ・飼料作物　5.0ha ・牧　草　25.0ha 経営面積計　30.0ha ＜飼養頭数＞ ・経産牛　60 頭 ・育成牛　50 頭	＜機械施設装備＞ ・トラクター 70ps　１台 ・トラクター100ps　１台 ・ﾌｫｰﾚｰｼﾞﾊｰﾍﾞｽﾀｰ　１台 ・ﾓｰｱｺﾝﾃﾞｨｼｮﾅｰ　１台 ・ロールベーラ　１台 ・農用トラック　１台 ・タイヤショベル　１台 ・農舎（鉄骨）　１棟 ・牛舎　１棟 ・育成舎　１棟 ・堆肥舎　１棟 ・バンカーサイロ　１棟 ・敷料舎　１棟 ・搾乳設備　１式	・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施 ・飼養部門と飼料生産部門の原価 の把握と分析 ・乳牛検定データの活用	・ＴＭＲセンターの利用による作業時間の短縮 ・酪農ヘルパー制度の活用による休日等の確保 ・家族労働の作業別分担制 ＜家族労働力＞ ・主たる従事者　１人 ・補助従事者　２人 ・ヘルパー
野菜専業経営型	＜作付面積等＞ ・かぼちゃ　3.0ha ・ﾌﾞﾛｯｺﾘｰ　2.0ha ・たまねぎ　5.0ha 経営面積計　10.0ha	＜機械施設装備＞ ・トラクター70ps　１台 ・スプレイヤー　１台 ・野菜移植機　１台 ・マルチャー　１台 ・たまねぎ移植機　１台 ・たまねぎﾊｰﾍﾞｽﾀｰ　１台 ・たまねぎカルチ　１台 ・農用トラック　１台 ・農舎（鉄骨）　１棟 ・育苗ハウス　１棟	・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施 ・市場動向に対応した適確な計画的生産、販売 ・作目間の労働調整	・高性能機械の導入、共同利用による作業時間の短縮 ・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ＜家族労働力＞ ・主たる従事者　２人 ・補助従事者　２人 ・臨時雇用　５人

第４　農業を担う者の確保及び育成に関する事項

１．農業を担う者の確保及び育成の考え方

小清水町の農畜産物を安定的に生産し、農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業改良普及センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、他産地の人材や外国人人材などの農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、小清水町に人を呼び込み定着するための母体となる経営体や法人等の受入も重要であり、現経営体の法人化による従業員雇用や農業法人等への雇用就農に向けた支援等を行う。

２．小清水町が主体的に行う取組

（１）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

①　受入環境の整備

公益財団法人北海道農業公社や農業改良普及センター、農業協同組合等と連携しながら、就農希望者に対し、就農に向けた情報提供を行う。また、町内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

②　中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

（２）新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

①　農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

小清水町担い手育成センターが主体となって北海道立農業大学校や農業改良普及センター、農業委員会、指導農業士、農業協同組合等と連携・協力の上、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

②　就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

③　青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年等就農資金、農業次世代人材投資資金、強い農業・担い手づくり総合支援交付金等の国の支援策や道の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

３．関係機関との連携役割分担の考え方

（１）小清水町は、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、町が全体的な調整を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、就農後の定着に向けたサポート等について、次の役割分担により実施する、

① 農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

（２）就農に向けた情報提供及び就農相談については小清水町担い手育成センター、技術や経営ノウハウについての習得については北海道立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては農業改良普及センター、指導農業士、農業協同組合等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

４．就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

（１）小清水町は、農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農希望者が必要とする情報を収集・整理し、北海道及び農業経営・就農センターへ情報提供する。

（２）農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、町の区域内において後継者がいない場合は、北海道及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、北海道農業公社、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第５　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集積に関する目標

その他農用地の効率的かつ総合的な利用関する事項

第２に例示するような効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用（農作業受委託を含む。）の集積についての目標シェアとして示すと、概ね次に掲げる程度である。

また、効率的かつ安定的な経営体における経営農地の面的集積の割合が高まるように努める。

効率的かつ安定的な農業経営が小清水町の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備　　考
９９％	

１．農用地の利用状況、営農活動の実態等の現状

小清水町における農地の認定農業者への集積はほぼ終了しており、遊休農地は発生していない。馬鈴しょ、てん菜、小麦が主力作物であり、これに豆類を加えた４品による輪作体系を推奨しているが、条件不利地においては輪作体系の確立が困難な農地もあり、連作障害発生防止の課題となっている。

２．今後の農地利用等の見通し

今後、農業従事者の高齢化や後継者不在による離農が増加すると、地域内での農地の集積が滞り、遊休農地の発生や経営農地の分散化が進むことが懸念される。主要課題である農地の引き受け手となる担い手の確保に積極的に取組み、円滑な農地の集積を促し、主力作物の生産維持を図っていくこと必要がある。

３．将来の農地利用のビジョン

認定農業者及び新規就農者の育成・確保を通じて、これらの者への農地の面的集積を実現させる。また、既に認定農業者である者については、法人化へ誘導する。高齢化や経営の多角化により、多くの農作業の協業化や分業化が進むことが想定され、農作業受託体制の充実が必要とされる。

４．これを実現するための具体的な取組の内容

農業協同組合、農業改良普及センターと連携し、認定農業者制度の普及活動をすすめ、法人化に関する助言、説明会等の紹介を行うほか、新規就農者に対する研修機会の提供や、農業委員会より提供される農地情報の整備を図り、農作業受託体制の充実に向けて、農協等関係組織の調整・助言等を行う。

農用地の利用の集積に当たっては、農業生産にとって最も基礎的な資源である農用地を維持・確保するとともに、次世代へ引き継ぐことを基本としながら、地域計画の策定及び実現に向けて、地域計画推進事業、農用地利用改善事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構の特例事業など各種の農地流動化施策を積極的に推進する。

また、規模拡大に伴う労働力不足に対応するため、農業機械の作業効率、及び労働生産性のさらなる向上に向けた生産基盤の整備などを行い、農地流動化施策も活用し、農用地の集約化を推進する。

５．その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

町、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合等の関係機関・団体等が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

６．関係機関及び関係団体との連携等

農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合等の関係機関との連携を強化し、農業者はもとより、支援組織、協業経営体等地域が一体となって、課題解決に向けた取組を推進する。

第６　農業経営基盤強化促進事業等の実施に関する事項

＜農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的事項＞

小清水町は、北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第６の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、小清水町農業の地域特性を十分踏まえて、次に掲げる事業を行う。

１．第 18 条第１項の協議の場の設置方法、第 19 条第１項に規定する地域計画の区域の基準その他第４条第３項第１号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、多くの農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、町ホームページの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

参加者については、農業者、町、農業委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を町産業課に設置する。

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまでの人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

町は、地域計画の策定に当たって、北海道・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

２．農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

（１）農用地利用改善事業の実施の促進

小清水町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

（２）区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当と認められる地縁的なまとまりのある地域とするものとする。

ただし、特別な事情により、集落を単位とした区域を農用地利用改善事業の実施単位とすることが困難であると認められる場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

（３）農用地利用改善事業の内容

（２）の区域において、地域農業関係者等の組織する団体が、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の調

整を図るための農用地利用規程を作成し、それに基づいて認定農業者等の担い手へ農地の集積を推進するものとする。

（４）農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規定においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

（５）農用地利用規程の認定

① （２）に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第 23 条第１項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第４号の認定申請書を小清水町に提出して、農用地利用規程について小清水町の認定を受けることができる。

② 小清水町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第１項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ （４）の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規定が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 小清水町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を小清水町ホームページを活用のほか適切な方法により公報し、公告する。

④ ①から③までの規程は、農用地利用規程の変更についても準用する。

（６）特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① （５）の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど、政令第９条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、（４）の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ　特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③　小清水町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。

ア　②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ　申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④　②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は認定計画とみなす。

（７）農用地利用規程の特例

①　（５）の①に規定する団体は、その行おうとする農用地利用改善事業の実施区域を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び見通し等から見て効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図ることが特に必要であると認めるときは、当該実施区域内の農用地について利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び農地中間管理機構に限る旨を、当該認定農業者及び農地中間管理機構の同意を得て、農用地利用規程に定めることができる。

②　①の規定により定める農用地利用規程においては、（６）の②に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア　認定農業者の氏名又は名称及び住所

イ　認定農業者に対する農用地についての利用権の設定等に関する事項

ウ　農地中間管理事業の利用に関する事項

エ　その他農林水産省令で定める事項

③　小清水町は、①の規定により定められる農用地利用規程の申請があったときは、その旨を小清水町ホームページの活用のほか適切な方法により公報し、当該農用地利用規程を当該公告の日から２週間公衆の縦覧に供する。この場合、利害関係人は、当該縦覧期間満了日までに当該農用地利用規程について、小清水町に意見書を提出することができる。

④　小清水町は、①に規定する農用地利用規程について、申請があった場合、（５）の②の要件のほか、次に掲げる要件に該当するとき、小清水町は（５）の①の認定を行う。

ア　農用地利用改善事業の実施区域内の農用地につき１の（８）の権利を有する者（以下「所有者」という。）の三分の二以上の同意が得られていること。

イ　農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等から当該農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合に、当該認定農業者が当該利用権の設定等を受けることが確実であると認められていること。

⑤　①に規定する事項が定められている農用地利用規程について、認定を受けた場合には、当該農用地利用規程に係る農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等（農地中間管理機構は除く。）は、当該農用地利用規程において利用権の設定等を受ける者とされた認定農業者及び農地中間管理機構以外の者に対して、賃借権、使用貸借による権利その他の農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和５５年農林水産省令第３４号以下「施行規則」という。）第21条の４で定める使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転又は所有権の移転を行ってはならない。

⑥　①の認定において、利用権の設定を農地中間管理機構に行う場合の当該利用権の設定等の対価は、当該農用地の位置、形状、環境、収益性等を比較考量し、算出する。

⑦　①の農用地利用規程の有効期間は、認定を受けた日から起算して５年とする。

⑧　①の認定を受けた団体は、毎年３月に農用地利用改善事業の実施状況に関し、必要な報告

をすることとする。

（８）農用地利用規程の変更等

① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、（５）の①の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、小清水町の認定を受けるものとする。

ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、施行規則第 21 条の５で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は施行規則第22条で定める軽微な変更をしようとする場合はこの限りでない。

② 認定団体は、①のただし書きの場合（施行規則第 22 条で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を小清水町に届け出るものとする。

③ 小清水町は、認定団体が（５）の①の認定に係る農用地利用規程（①又は②の規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの）に従って農用地利用改善事業を行っていないこと、その他政令第７条で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

④ （５）の②及び（６）の③並びに（７）の③及び（７）の④の規定は①の規定による変更の認定について、（５）の③の規定は①又は②の規定による変更の認定又は届出について準用する。

（９）農用地利用改善団体の勧奨等

① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(10) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 小清水町は、農用地の有効かつ適切な利用を図るため、必要があると認めるときは、農用地利用改善団体となる要件を備える団体に対して、農用地利用規程を定め、農用地利用改善事業を行うよう促す。

② 小清水町は、農用地利用改善団体が、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、農業協同組及び農地中間管理機構の指導及び助言を求めてきたときには、それぞれの組織の役割に応じて、農用地利用改善団体の主体性を尊重しながら、その団体の活動を助長する上で必要な指導及び助言が積極的に行われるよう努める。

３．農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

４．その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

（１）農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

小清水町は、１～５に掲げた事項の推進にあたっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア　道営農地整備事業（畑地帯担い手育成)、「小清水北第２地区（H30～R7)」、「小清水南第２地区（R2～R8)」などによる農業生産基盤整備事業を通じて、主に畑地かんがいや土層改良による畑作物の安定生産や作業条件の向上等を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指すための条件整備を図る。

イ　酪農・畜産においては、各種補助事業の導入を図り、生産性の向上及び家畜排せつ物の 適正処理等を促進し、効率的かつ安定的な酪農・畜産経営の育成に資する。

ウ　地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑 な促進に資することとなるよう配慮するものとする。

（２）推進体制等

①　事業推進体制等

小清水町は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、農用地利用改善団体、農地利用集積円滑化団体、その他関係機関・団体等と充分な連携をとりながら、農業経営基盤強化の促進方策について検討することとし、その結果を踏まえて、今後 10 年にわたり、第１、第４で掲げた目標や第２、第３の指標で示される効率的かつ安定的な経営の実現に向けて、各関係機関・団体が行うべき対応を明確化し、それぞれの役割に応じた取組みを展開する。

②　農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、小清水町地域農業再生協議会等のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、小清水町は、このような協力の推進に配慮する。

５．農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

（１） 小清水町は、北海道一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。

（２） 小清水町、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

附　　則

１．この基本構想は、平成１８年　４月　１日から施行する。
２．この基本構想は、平成２２年　５月　６日から施行する。
３．この基本構想は、平成２４年　４月　５日から施行する。
４．この基本構想は、平成２６年　９月２６日から施行する。
５．この基本構想は、平成２９年　１月１２日から施行する。
６．この基本構想は、令和　４年　４月　７日から施行する。
７．（施行期日）

この基本構想は、令和　５年　９月２９日から施行する。

（経過措置）

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第 56 号）において、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法の適用を受けるとされた規定に関するこの基本構想の適用については、なお従前の例によるものとする。